

地域経済循環分析用データの提供について

地方公共団体等は、地域の産業連関表及び地域経済計算のデータを受領し、地方創生関連業務等に利用することができます。

1. 提供データについて

(1) 提供データの内容および提供範囲

個別に提供するデータは以下の2つです。

- ① 対象地域の産業連関表
- ② 対象地域の地域経済計算

データは原則として地方公共団体に提供し、提供範囲は表1-1のとおりとします。

表 1-1 データ利用主体と提供範囲

	データ利用主体	提供範囲	提供の条件
①	地方公共団体 (市区町村)	当該市区町村データ	なし
		他市区町村データ	当該市区町村の同意書がある場合に限る
②	地方公共団体 (都道府県)	当該団体に含まれる全市区町村のデータ	なし
③	企業、団体等	事業所等が所在する市区町村のデータ	なし
		事業所等が所在していない市区町村のデータ	当該市区町村の同意書がある場合に限る
④	個人	本人が居住する市区町村のデータ	なし
		本人が居住していない市区町村のデータ	当該市区町村の同意書がある場合に限る

また、データに更新・修正等があった場合には、申請書の記載事項に基づいて、更新・修正後のデータを提供します。

(2) 提供データの年次および産業分類数

利用者の申請に応じ、2010年または2013年の39分類のデータを提供します。

※ 22分類の地域経済循環分析データの提供は終了しました。

2. データ利用申請について

データの新規利用希望者は、データ使用の使用条件、利用上の留意点を熟知のうえ、申請書に必要事項を記入し申請します。

データ加工作业等委託先において申請内容が妥当であることを確認のうえ、提供が認められる場合は申請者に当該データを提供します。

なお、「使用条件」「データ利用上の留意点」は下記の通りです。

(1) 使用条件

- ① 申請者は、資料の提供を受けるために必要な費用（データ加工費を含む）を負担するものとする。
- ② 申請者は、提供資料を承認された使用目的以外に用いないこと。また、申請者は、提供資料を第三者に譲渡、転貸または公表を行ってはならない。
- ③ 申請者は、提供した資料の使用等にあたって全ての責任を負うとともに、担当者は、提供された資料の適正な管理に努めるものとする。
- ④ 申請者は、提供資料の使用に起因して第三者に損害を与え又は第三者と紛争が生じたときは、損害を賠償し又は紛争を解決しなければならない。
- ⑤ 申請者は、得られた成果等には出典を明記すること。
- ⑥ 申請者は、まち・ひと・しごと創生本部および環境省が提供内容を公表することについて承諾しなければならない。
- ⑦ 申請者は、報告書、成果物等の提出を求められた時には応じなければならない。
- ⑧ データの利用期日は、データ利用申請書に記載した調査の終了日（ただし、データ利用申請の日から1年以内）とする。

(2) データ利用上の留意点

本調査は統計ではなく公表データを用いて推計したものであり、今後推計方法の変更等に伴って変更される可能性がある。

3. 手続きについて

(1) 申請手続きおよびフロー

産業連関表・地域経済計算データ利用の手続きは以下のフローの通りです。

なお、申請者以外の者が提供データを利用（分析、加工等）することはできませんので、データを利用する予定がある団体または個人が申請して下さいますようお願い致します。

- ① 申請者は、利用条件に同意した上で、加工作業等委託先である株式会社価値総合研究所に申請書等を提出する。
- ② 加工作業等委託先は申請内容およびデータ作成開始につきまち・ひと・しごと創生本部事務局および環境省に報告する。
- ③ 加工作業等委託先は申請内容につき審査し、回答書を作成して申請者に交付する。申請の結果、データ利用が認められる場合には、加工作業等委託先より申請者にデータを提供する。
- ④ データを受領した申請者は、加工作業等委託先に必要費用を支払う。
- ⑤ その他、加工作業等委託先は申請者による問合せ等に対応する。

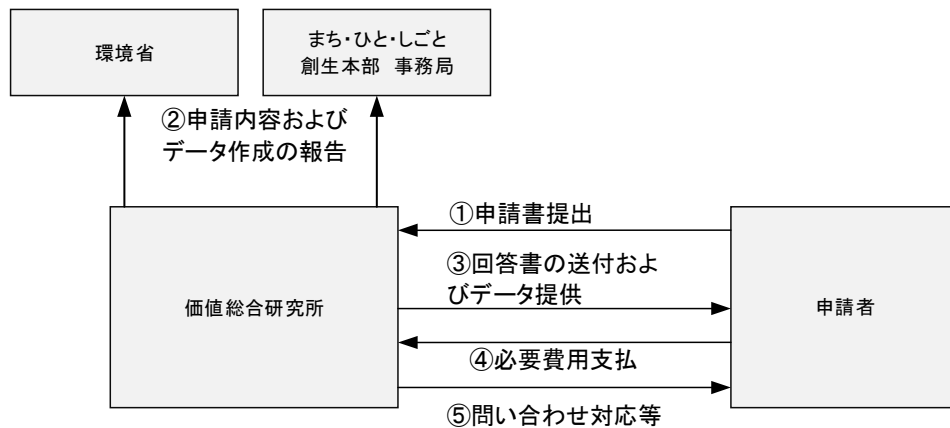


図 データ提供のフロー

(2) データ加工費

データの提供にあたっては、加工作業等委託先において、全国のデータベースから当該自治体の情報を取り出し地域産業連関表及び地域市民経済計算に加工する作業、問合せ等への対応、データ更新への対応等が発生するため、データ加工費が必要となります。

データの加工費は1自治体・1年次あたり50,000円(税抜)です。複数市区町村にわたるデータを使用する場合には、データに含まれる市区町村の分の加工費が必要となり、都道府県が当該団体に含まれる全市区町村のデータを取得する場合も同様となります。また、同一市町村であっても複数年次のデータを取得する場合には、年次ごとに50,000円の加工費が必要となります。

また、振込費用等、支払に要する費用は申請者の負担となります。

加工費用は加工作業等委託先より申請者に請求され、申請者より加工作業等委託先に支払われます。

(3) 申請内容に含まれる情報の取り扱いについて

申請内容に含まれる一切の情報は、まち・ひと・しごと創生本部事務局、環境省、および加工作業等委託先が、本件に係る申請の審査、回答書及びデータの送付、データ更新等の通知の目的のみで使用するものとします。

(4) 申請書等送付先

申請書等は価値総合研究所ホームページ (<http://www.vmi.co.jp/reca/>) よりダウンロードの上、下記の送付先に郵送してください。

(送付先)

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

大手町フィナンシャルシティ グランキューブ15階

株式会社価値総合研究所 地域経済循環分析用データ担当

4. 地域経済循環分析用データ申請書類

(1) 様式1 データ利用申請書

様式1はデータの利用者(対象となる地方公共団体自身が分析等を行う場合は当該地方公共団体、他の主体が分析を行う場合は分析を行う主体)による記入をお願い致します。

(2) 様式2 地域経済循環分析に係るデータ使用に関する同意書

企業、団体が事業所等の所在していない市区町村のデータを利用する場合、個人が居住していない市区町村のデータを利用する場合、または市区町村が他の市区町村のデータを利用する場合には同意書（様式2）の提出が必要となります。

様式2は分析対象となる団体による記入をお願い致します。

以下のような場合には同意書の提出が必要となります。

表 4-1 同意書提出が必要となる場合（例）

市区町村が、他の市区町村のデータを利用して調査分析等を行う場合	調査分析対象となる他の市区町村の同意書提出
企業、団体等の法人が、域内に事業所等が所在しない市区町村のデータを利用して調査分析等を行う場合	調査分析対象となる市区町村の同意書提出
個人が、本人が居住していない市区町村のデータを利用して調査分析等を行う場合	調査分析対象となる市区町村の同意書提出

(3) 申請者の住所を証する書類

法人、団体、または個人が市区町村のデータを申請するときには、申請者の住所（事業所所在地、個人の住所等）を証する書類の提出が必要となります。

1) 法人（企業、学校法人、NPO 法人等）

当該法人の登記事項証明書の写しを提出して下さい。

表 1 の③に基づいて主たる事業所（登記上の本店等）以外の事業所が所在する市区町村について申請を行う場合には、当該事業所の住所が確認できる書面（会社パンフレット等）を合わせて提出して下さい。

2) 法人格を持たない団体（任意団体等）

代表者の方の住民票の写しを提出して下さい。

3) 個人

申請者の住民票の写しを提出して下さい。

様式1 データ利用申請書

平成 年 月 日			
データ使用願			
株式会社価値総合研究所 地域経済循環分析用データ担当殿			
以下のとおり申請いたします。			
なお、使用にあたっては使用条件を熟知の上、遵守いたします。			
申請者	所属		
	代表者	申請を行う団体名、担当者の所属、部署の代表者、 担当者名、および連絡先を記入してください。	印
	担当		印
	連絡先	住所： TEL： E-mail：	
調査名	当データを使用する調査の名称を記入して下さい。		
対象地域	合計	使用するデータに含まれる全ての市町村の名称、および市町村数を記入してください。都道府県が域内のデータにつき申請する場合には、当該都道府県の名称を記入してください。	
	市町村		
年次	1 2010年 2 2013年	希望するデータの年次を選択してください。	
目的	データ利用の目的を具体的に記入してください。		
調査データの公表等	1 調査データを元に作成された資料は、公表（する・しない） 2 調査報告書は、公表（する・しない） 3 公表の方法について（	分析結果等の資料・上記調査の報告書の外部への公表予定の有無を選択してください。	
データの複製（転写）予定の有無	使用に当たりデータを複製（転写）する予定がある（媒体： ） ない	使用にあたって、データを元のCDから他の媒体に転写する予定がある場合は「ある」を選択してください。	
受付日	平成 年 月 日		
データ利用期限	平成 年 月 日	提供日	この部分は記入不要です。

平成〇年〇月〇日

地域経済循環分析に係るデータ使用に関する同意書

都道府県または市区町村 _____
部署名 _____
担当者 _____ 印
電話番号 _____
E-mail _____

以下のことについて、同意します。

- ① （申請団体） が、（同意する地方公共団体） の産業連関表および地域経済計算のデータを取得すること。
- ② （申請団体または使用者） が、①で取得したデータを用いた分析を行うこと。

以上